

内 訳 書 （ 総 括 ）

(1 / 1)

委 託 名 伏見 場内排水管路清掃委託								
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	場内排水管路清掃委託							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 3)

委託名	伏見 場内排水管路清掃委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	合流沈砂池水路浚渫		式	1					
	中書島水位計 マンホール浚渫		式	1					
	調整汚泥管洗浄（Ⅰ）		式	1					
	調整汚泥管洗浄（Ⅱ）		式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費
直接経費									

内 訳 書

(2 / 3)

委託名	伏見 場内排水管路清掃委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	交通整理員B		式	1					
	運搬費（積上げ）		式	1					
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					

令和08年度

伏見 場内排水管路清掃委託
特 記 仕 様 書

京都市伏見区横大路千両松町255番地
京都市上下水道局下水道部 伏見水環境保全センター

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること |
|-------------------|-------------------------|

(2) 委託に使用する仮設物

1.1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1.2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めるときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1.3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するとき、当局は支給を止めることができる。

1.4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1.5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1.6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1.8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1.9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」の一部改定について（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。

2 6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 委託概要

本委託は、センター内の合流沈砂池水路の揚砂機ピット等の浚渫、調整汚泥引抜管及び調整汚泥移送管の洗浄を行い施設の機能を維持するとともに、中書島水位計マンホールの浚渫を行い水位測定機能を正常に保つものである。

2 委託期限

本委託の期限は令和9年3月12日とする。

3 委託場所

京都市伏見区横大路千両松町 2 5 5 番地

京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

4 委託内容

(1) 合流沈砂池水路浚渫

ア 本作業は合流汚水沈砂池水路の揚砂機ピット及び水路に堆積した汚水・汚砂（約 1 4 m³）を強力吸引車を使用して取り除き、汚水については当センターの監督員の指示する場所へ、汚砂については鳥羽水環境保全センター洗砂設備まで運搬処分するものである。

イ 作業場所は別紙図面に示すとおり合流汚水沈砂池 1 ～ 3 号池（計 6 水路）の内、監督員の指示する水路とし、委託期間中に 2 水路分の浚渫を行うこと。

ウ 施工時期は揚砂機ピットの堆積状況により作業水路が決定されるため、監督員より別途指示する。作業は 1 水路を 1 日で行うこと。

エ 作業時間は各日とも 8 : 3 0 から 1 7 : 1 5 までとする。

(2) 中書島水位計マンホール浚渫

ア 本作業は水位計マンホール内の流入管（2 箇所）に止水プラグ（φ 2 5 0）を入れ、下水が流入しないようにし、マンホール内に堆積した汚砂等（約 1 m³）を強力吸引車を使用して取り除き、鳥羽水環境保全センター洗砂設備まで運搬処分するものである。

イ 作業場所は京都市伏見区東浜南町の公園内（別紙図面）である。

ウ 作業中はマンホール内に設置してある水位計を損傷しないよう作業を行うこと。

エ 作業中はマンホール周囲を汚損しないよう注意すること。万一、汚損した場合は直ちに洗浄消毒の措置を講ずること。

オ 作業中は警察発行の「道路使用許可書」の許可条件を遵守し、交通整理員 2 名の配置及び安全施設の設置を行うこと。また、周辺の住民等に迷惑をかけないようにすること。

カ 施工時期は夏期及び冬季の 2 回行うこと。

キ 作業時間は晴天の平日の午前中（9 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0）に行うこと。

(3) 調整汚泥管洗浄（Ⅰ）

ア 本作業は汚泥濃度調整槽No1から調整汚泥移送ポンプを経て送泥槽及び汚泥貯留槽に至る、調整汚泥引抜管（DCIPφ200，SUS200A）及び調整汚泥移送管（DCIPφ150，SUS100A）内に付着したスケールを高圧洗浄車及び強力吸引車により清掃、吸引除去するので、汚泥濃度調整槽No1内の残水（約15m³）の揚泥及び洗浄も含むものである。

イ 管内スケールの性状は、油及び泥成分の硬化したものである。

ウ 洗浄作業に伴う蓋フランジの脱着は、配管工にて行うこと。脱着箇所は、下表のとおりである。ただし、作業性を考慮し脱着箇所を変更したい場合は監督員の承諾を得ること。パッキンは受注者にて全て新品に取替えること。材質はニトリルゴム（NBR）とする。

蓋フランジ脱着箇所	
調整汚泥引抜管 DCIPφ200	蓋フランジ 1箇所
調整汚泥引抜管 SUS200A	蓋フランジ 2箇所
調整汚泥移送管 DCIPφ150	蓋フランジ 6箇所

エ 洗浄作業は高圧洗浄車の高圧洗浄水により行うが、延長ホースによる手作業となるため、作業の安全管理には十分留意すること。また、泥水等の飛散防止のため適切な養生を施すこと。

オ 揚泥作業により発生する泥水は、当センター内の監督員の指示する場所へ運搬処分すること。また、管内スケール及び泥土分は、鳥羽水環境保全センター洗砂設備まで運搬処分すること。

カ 調整汚泥移送管中に設置している濃度計センサー部（管内挿入）を引き上げてから洗浄すること。本作業に付随する軽易な作業も合わせて行うこと。

キ 施工時期は監督員より別途指示する。作業回数は委託期間中に2回行うこと。

ク 作業時間は各工程とも8：30から17：15までとする。

(4) 調整汚泥管洗浄（Ⅱ）

ア 本作業は汚泥濃度調整槽No2から調整汚泥移送ポンプ室までの調整汚泥引抜管（DCIPφ200）内に付着したスケールを高圧洗浄車及び強力吸引車により清掃、吸引除去するので、汚泥濃度調整槽No2内の残水（約15m³）の揚泥及び洗浄も含むものである。

イ 管内スケールの性状は、油及び泥成分の硬化したものである。

ウ 洗浄作業は高圧洗浄車の高圧洗浄水により行うが、延長ホースによる手作業となるため、作業の安全管理には十分留意すること。また、泥水等の飛散防止のため適切な養生を施すこと。

エ 揚泥作業により発生する泥水は、当センター内の監督員の指示する場所へ運搬処分すること。また、管内スケール及び泥土分は、鳥羽水環境保全センター洗砂設備まで運搬処分すること。

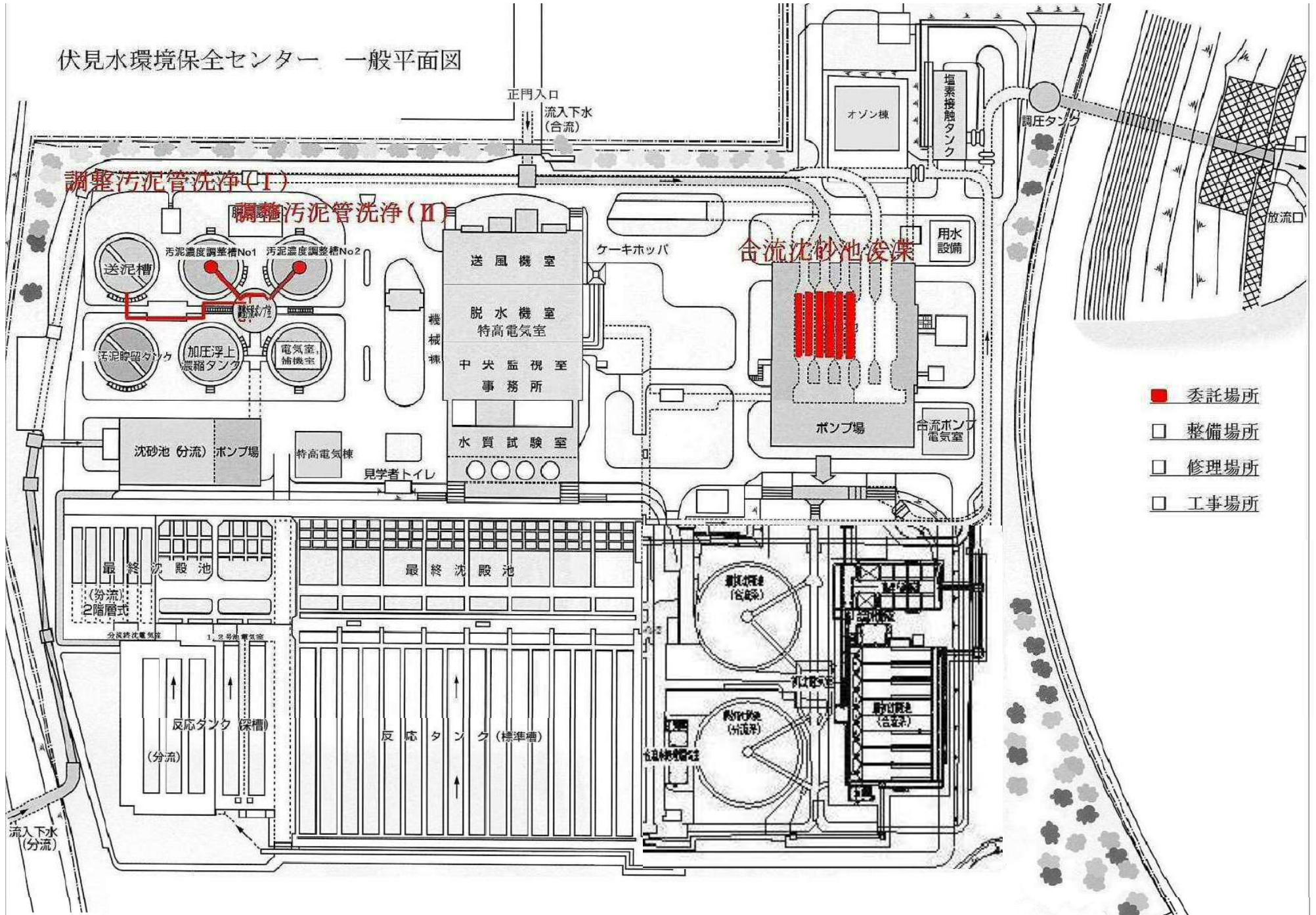
オ 施工時期は監督員より別途指示する。作業回数は委託期間中に2回行うこと。

カ 作業時間は8：30から17：15までとする。

(5) その他の一般事項

- ア 本委託業務は泥土、砂の堆積状況及び、管内スケールの付着状況により緊急に作業を行わなければならない場合がある。受注者は当局の要請に対し、積極的に協力すること。また、各工種ごとに明記した堆積量は標準量であり、堆積量の増減など作業内容に変動があった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- イ 本委託業務に必要な電力については、当局よりの電力支給が困難なため、受注者の発電機により電力供給を行うこと。雑用水については、当局より支給するが電工ドラム、散水栓ホース等は受注者にて準備すること。
- ウ 泥土が周囲に散乱しない様に十分注意して作業を行い、散乱した場合は、直ちに清掃消毒、消臭の措置を講ずること。また、作業終了時には周囲の清掃を行うとともに調整汚泥移送ポンプ室床排水ピット内の清掃も行うこと。
- エ 受注者は本委託業務中、作業前及び作業中の酸素濃度等の測定、送風機による換気を行い酸素欠乏事故防止に努めること。
- オ 受注者は本委託業務中、十分事故防止に留意すること。本作業に起因した事故に対しては一切受注者の責任とする。
- カ 受注者は本委託業務中、施設等を破損させた場合は速やかに監督員に連絡を取り、受注者の負担にて復旧すること。
- キ 受注者は秩序正しく作業を行い、熟練を要する作業には十分な経験を有する者を当てること。
- ク 作業前・作業中・完了後の明確な記録写真を毎回撮影し、必ず作業日を明示して提出すること。
- ケ 委託期間中に、浚渫回数を変更した場合は設計変更する。
- コ その他詳細については、監督員の指示に従うこと。
- サ 本仕様書に明記されていない事項で不明瞭な点は、監督員に問い合わせその指示に従うこと。
- シ 鳥羽水環境保全センター洗砂設備の受入時間は8:30～15:00なので、時間内に持ち込めない場合は、後日運搬すること。

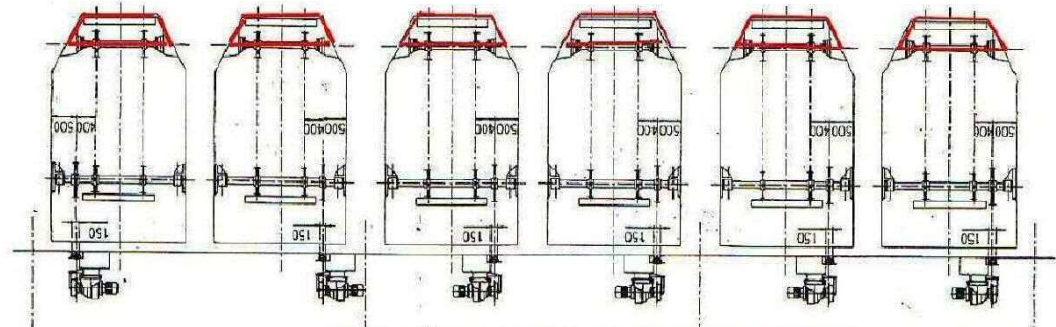
伏見水環境保全センター 一般平面図



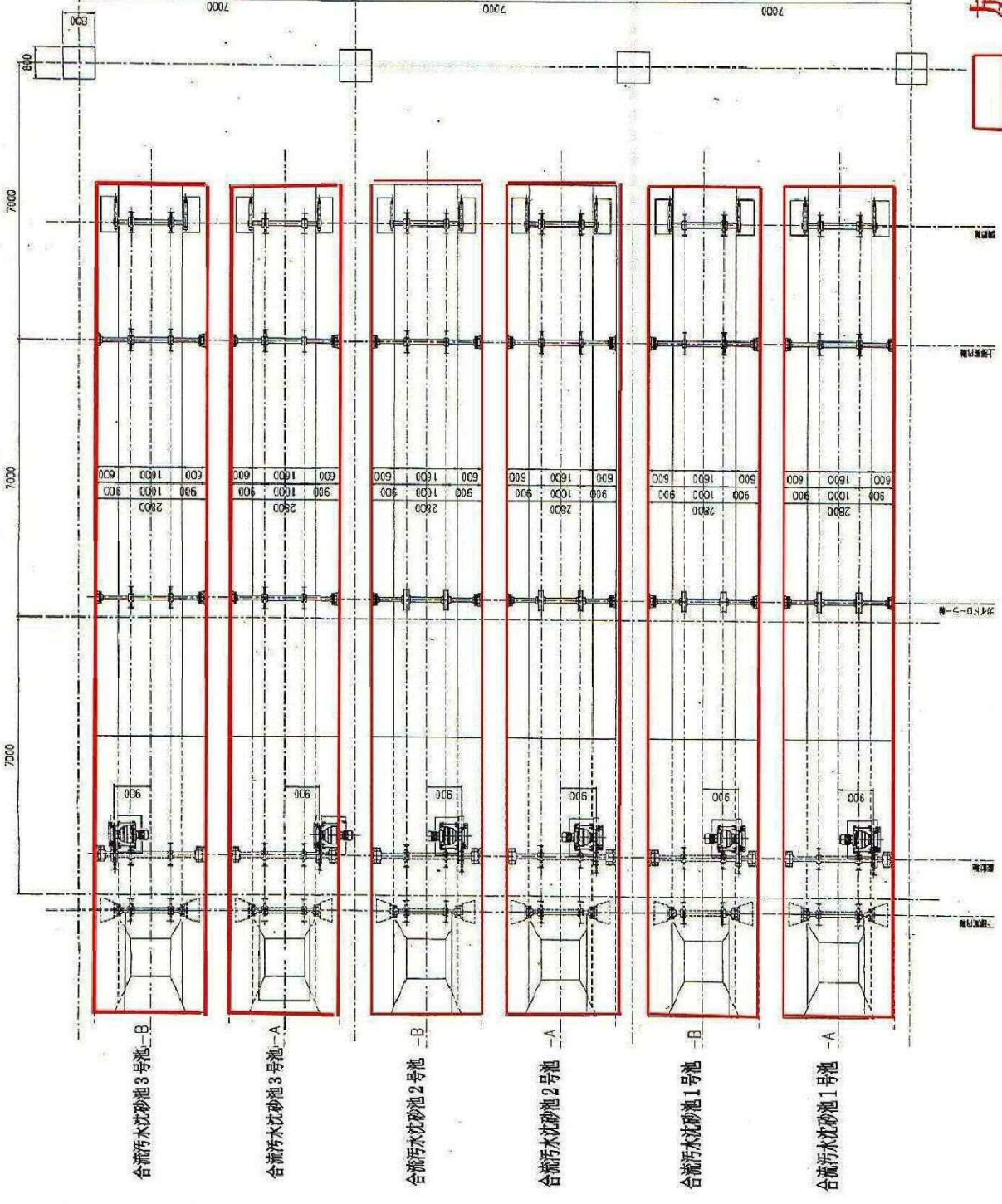
- 委託場所
- 整備場所
- 修理場所
- 工事場所

施工対象場所

断面図

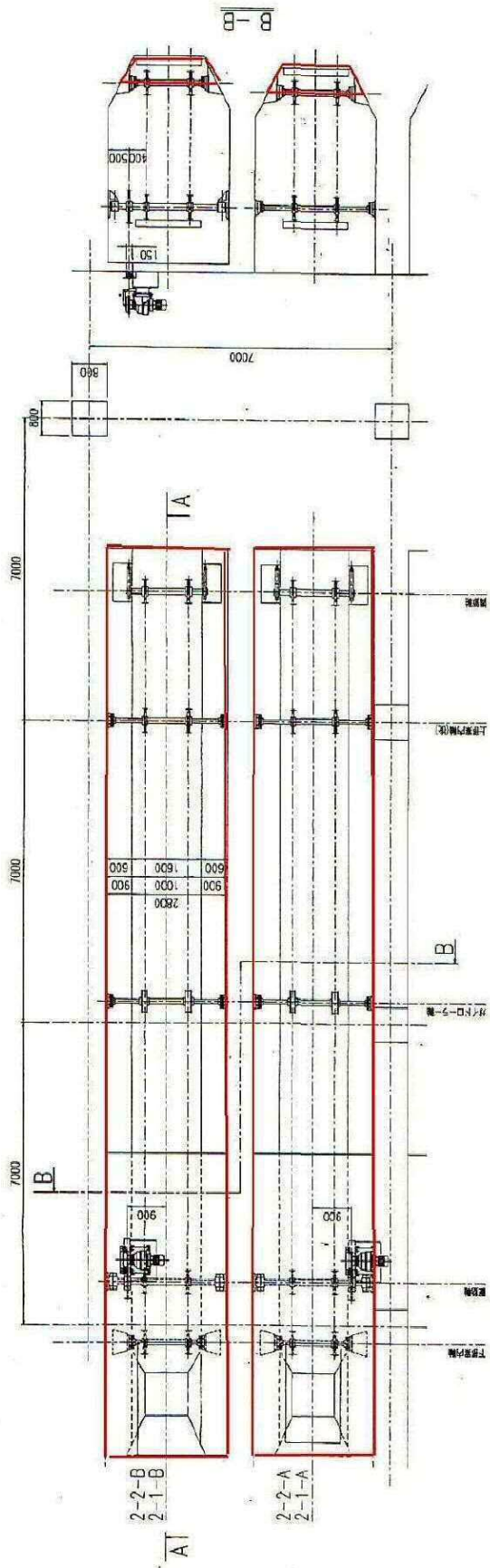


平面図

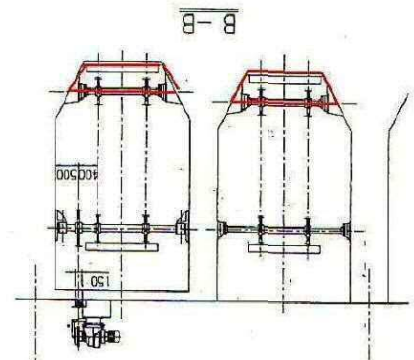


合流沈砂池

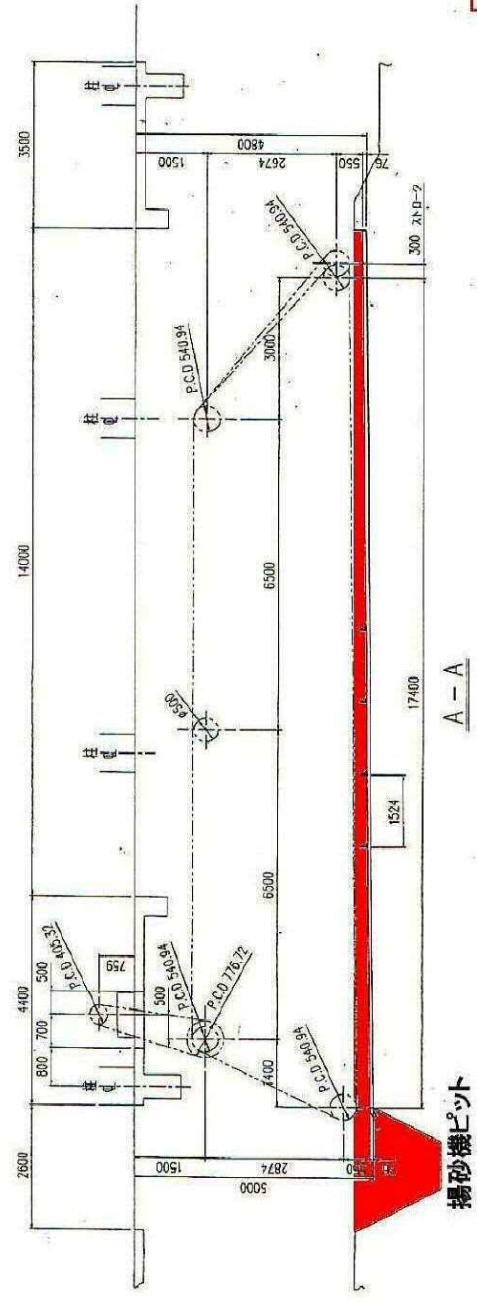
平面図



断面図



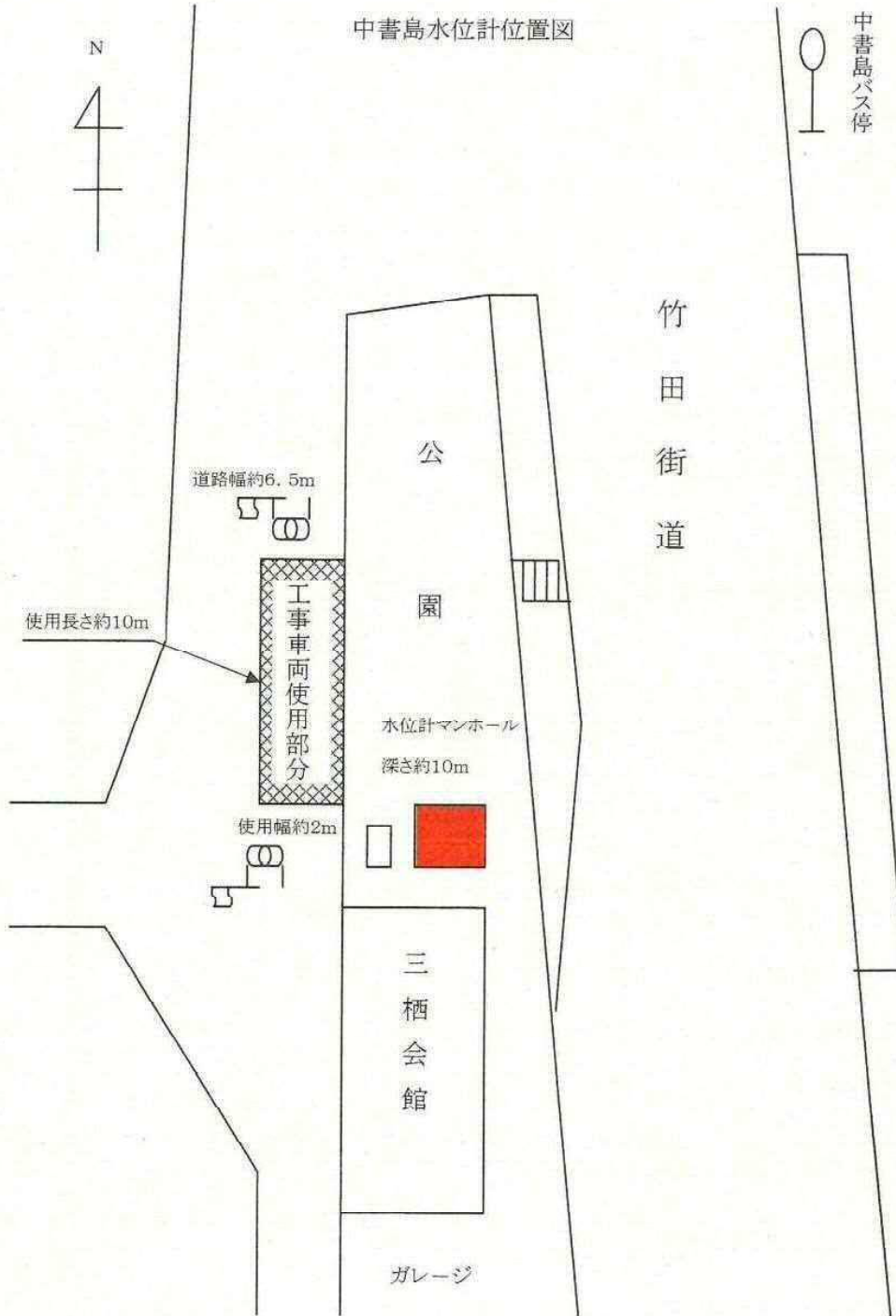
縦断面図



施工場所

委託名 伏見 場内排水管路清掃委託

中書島水位計マンホール浚渫

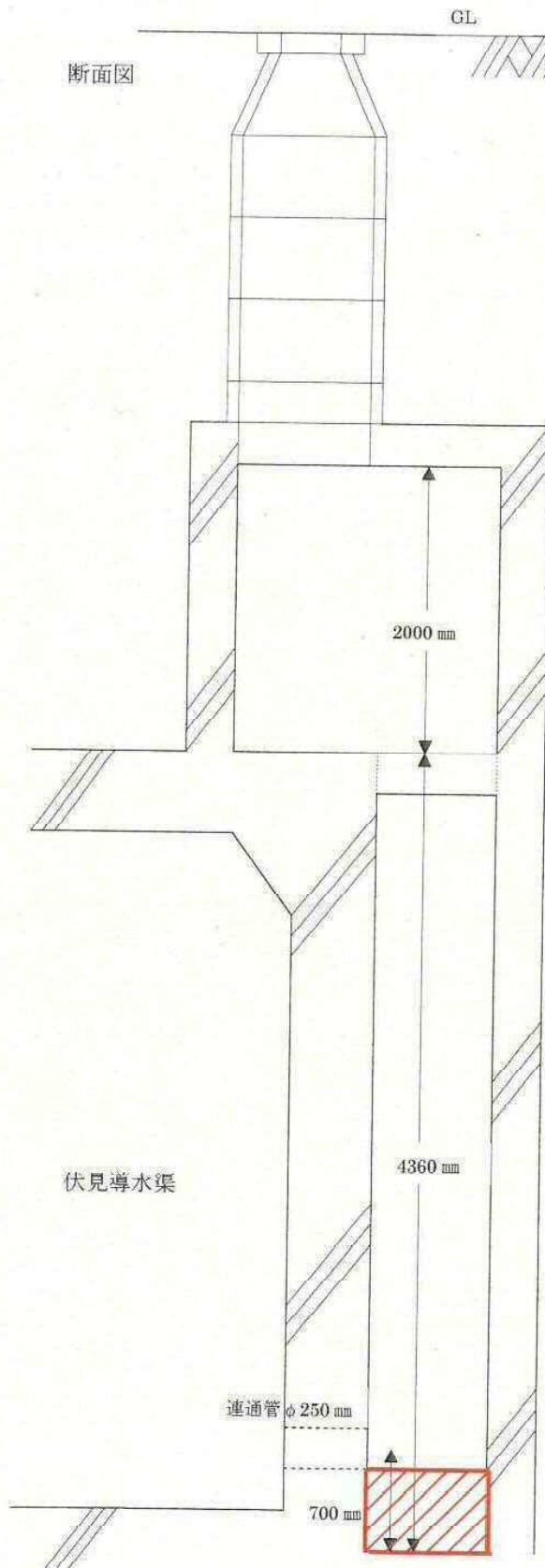


 浚渫箇所

委託名称	伏見 場内排水管路清掃委託
京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター	

中書島水位計マンホール浚渫

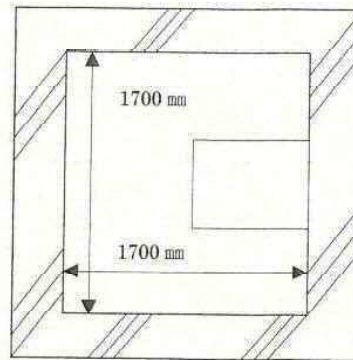
断面図



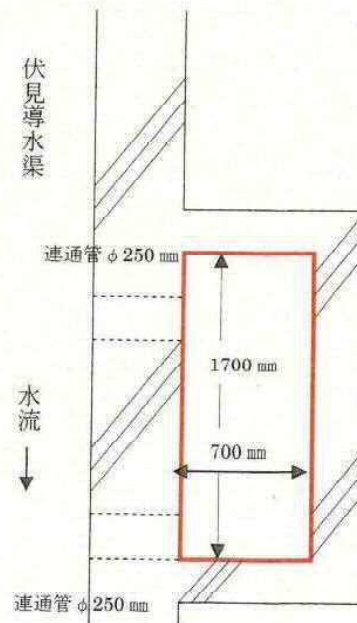
水位計マンホール
深さ約10m

 浚渫箇所

中間スラブ平面図



水位測定室平面図



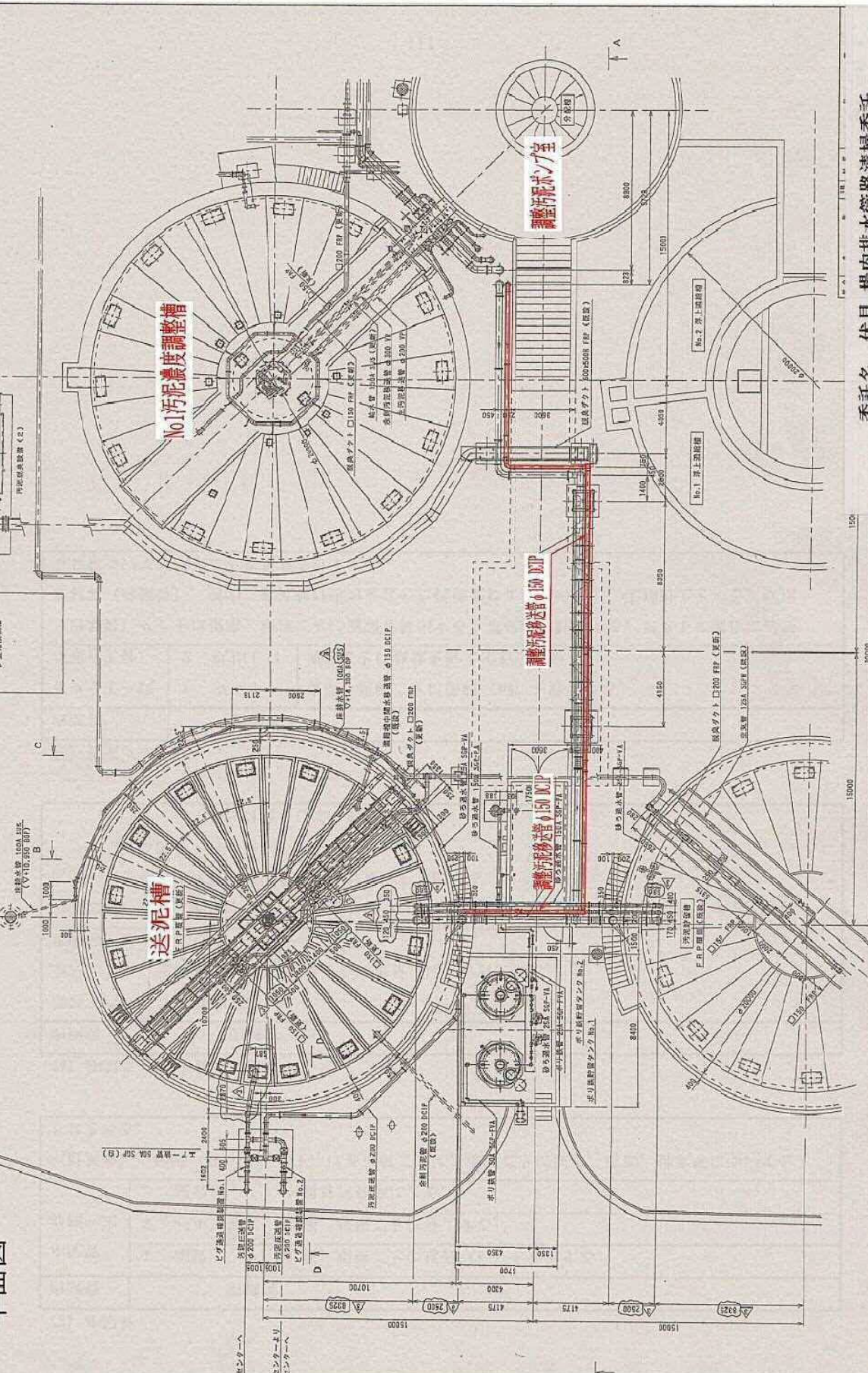
伏見導水渠

中書島水位計マンホール構造図

委託名	伏見 場内排水管路清掃委託
京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター	

調整汚泥管洗浄 (I) 平面図

今回施工範囲

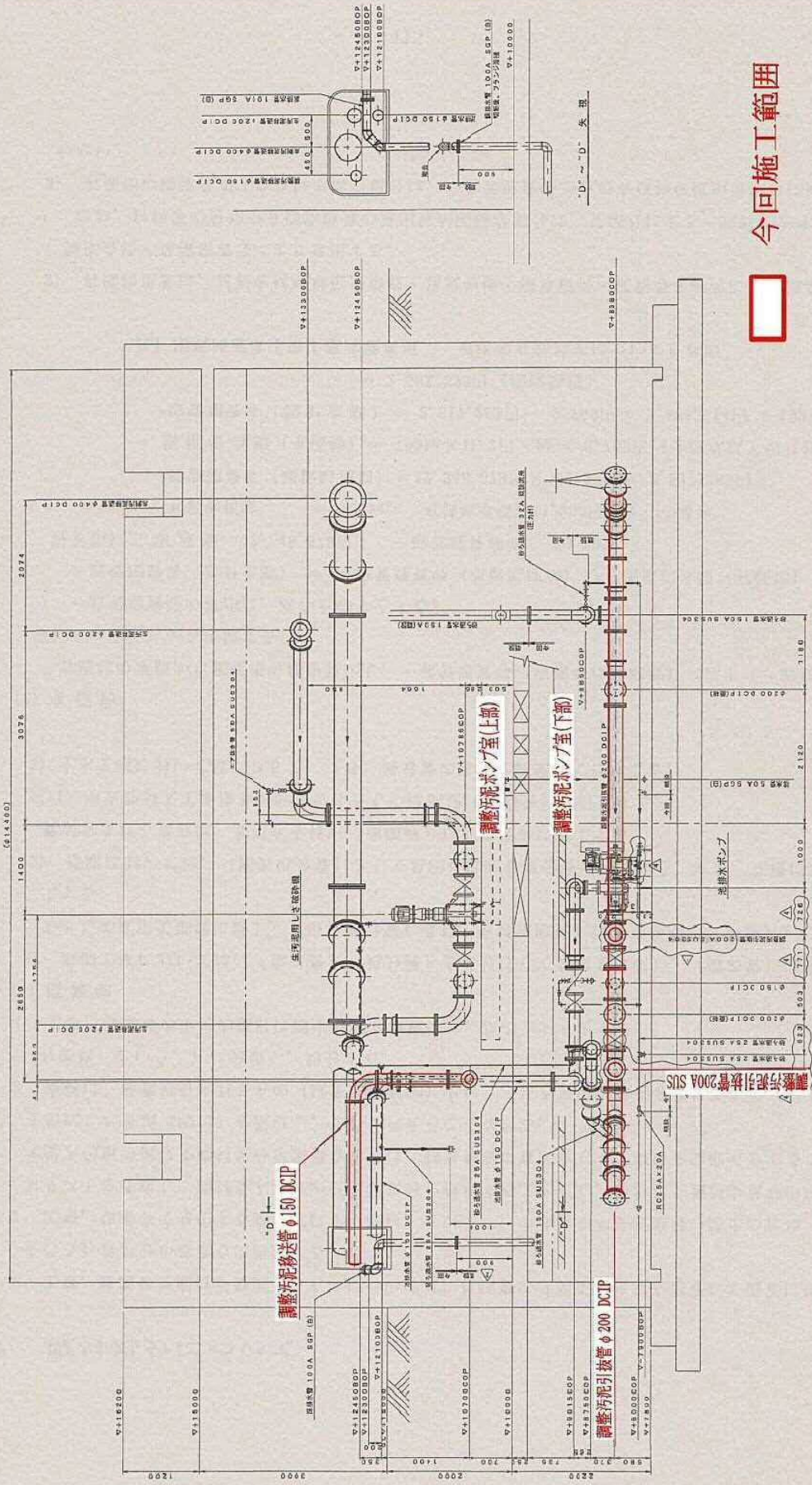


委託名 伏見 場内排水管路清掃委託

京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センタ

81433610101

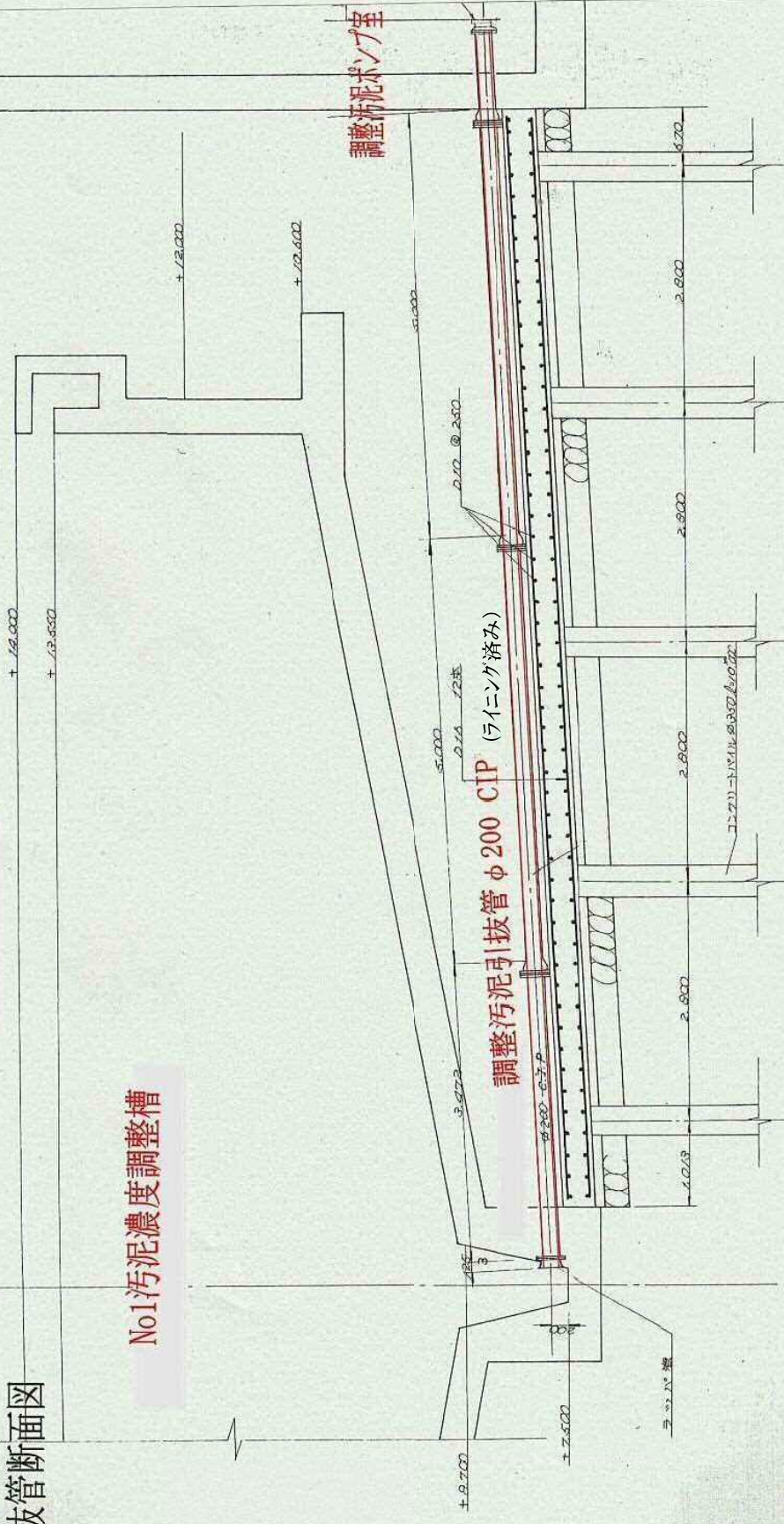
調整汚泥管洗浄(I) 調整汚泥ポンプ室断面図



今回施工範囲

委託名 伏見 場内排水管路清掃委託
京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

調整汚泥管洗浄(I)
調整汚泥引抜管断面図



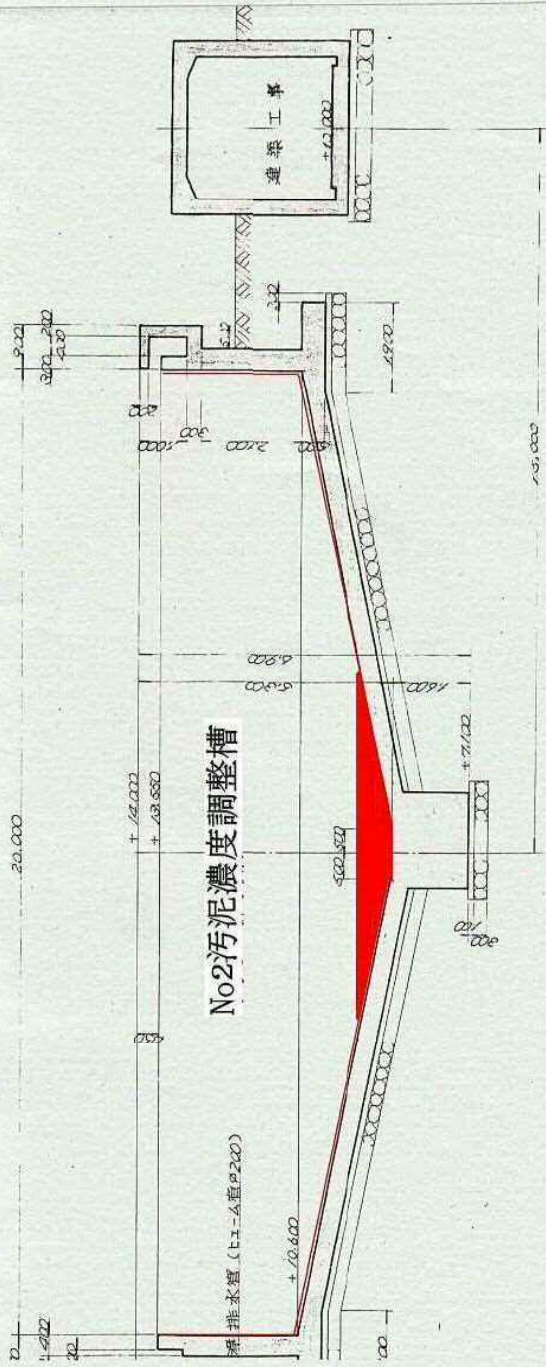
施工場所



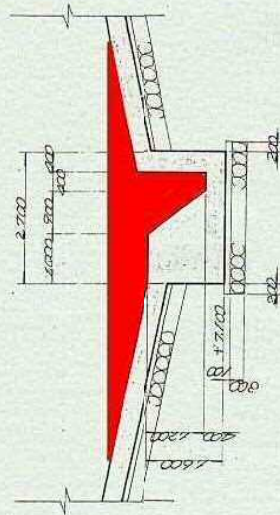
委託名 伏見 場内排水管路清掃委託
京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

調整汚泥管洗浄 (II)

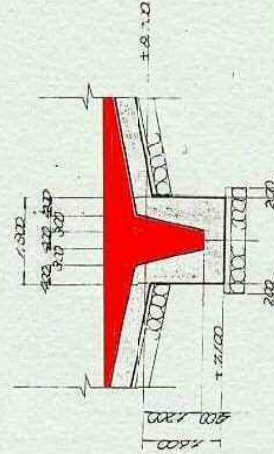
No2汚泥濃度調整槽断面図



中央部汚泥ピット断面図



中央部汚泥ピット断面図



- 施工場所
- 波栗箇所

委託名 伏見 場内排水管路清掃委託
京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

